

令和 8 年度堺市地域公共交通計画の評価及び推進にかかる検討支援業務

仕様書

第 1 章 総則

1. 1 適用

- (1) 本仕様書は、堺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和 8 年度堺市地域公共交通計画の評価及び推進にかかる検討支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる部分は実施すること。

1. 2 業務の目的

本業務は、令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画（以下「計画」という。）」の基本方針の実現に向けた計画の推進にあたり、設定した評価指標や各目標のモニタリング項目の算定・評価、協議会開催に伴う資料作成、計画の目標達成に向けた施策や取組の検討等の支援を行う。

1. 3 履行場所

本業務の対象地域は、堺市内（全域）とする。

1. 4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

1. 5 業務の進め方

受注者は、契約の締結後、直ちに詳細な業務実施計画書（作業計画及び実施工程）及び業務に必要な以下の書類を作成し、発注者に提出するものとする。

また、その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務責任者届

受注者は、発注者との連絡を密にし、担当職員の指示に従わなければならない。受注者は、各作業工程において、品質の管理及び工程の確認を行い、業務の進捗状況を発注者へ報告するものとする。ただし、発注者が必要と認めたときも、受注者は作業の各工程の進行状況等をその都度報告するものとする。また、必要に応じ、発注者は受注者に打合せ記録簿を提出させることができる。

1. 6 技術者の配置

- (1) 受注者は、本業務の円滑な実施のために必要な知識を有する業務責任者を配置し、業務責任者の補助員として適正な技術者を配置するものとする。
- (2) 業務責任者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門：「都市及び地方計画」）又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定する RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有するものであること。
- (3) 本業務に従事する技術者は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等関係諸法規を踏まえた関連計画等の作成に従事した経験があるものを配置するように努めること。

1. 7 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令、規程等に準拠し実施するものとする。

- (1) 交通政策基本法
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (3) 道路運送法
- (4) 堺市暴力団排除条例
- (5) 堺市契約規則
- (6) 堺市財務規則
- (7) 堺市会計規則
- (8) その他関係する法令、規則

業務の内容等

2. 1 業務内容

業務にあたっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（令和 7 年改正）及び「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第 4 版」（令和 5 年 10 月改訂）のほか、国土交通省が示している資料等を踏まえ行うものとする。

また、受注者は業務における適正なスケジュールを計画し、実行すること。なお、受注者は発注者の要請があった場合は、各作業の進捗状況を速やかに報告するものとする。

(1) 公共交通の利用圏域の人口カバー率の算出

令和 7 年度業務で作成した公共交通の利用圏域データ※1 を基に、令和 7 年 12 月時点から変更のあった停留所（数か所程度を想定）を反映し、人口カバー率を算出する。

加えて、年齢別（～14 歳、15～64 歳、65 歳～）の 100m メッシュ人口分布データを作成し、各年齢層の人口カバー率も算出する。

- 利用圏域の設定は以下のとおりとする。
 - ・鉄道駅：半径 800m
 - ・阪堺線・路線バス・堺市乗合タクシーの停留所（場）：半径 300m
- 利用圏域の類型は以下の 2 種とする。
 - ・単一交通機関による利用圏域（鉄軌道、路線バス、堺市乗合タクシー）
 - ・複数交通機関を重ね合わせた複合利用圏域（例：「鉄軌道+路線バス+堺市乗合タクシー」、「鉄軌道+路線バス」、「路線バス+堺市乗合タクシー」）
- 人口分布データには、令和 2 年度国勢調査を基に国土技術政策総合研究所が令和 6 年 6 月に公表した将来人口・世帯予測ツール※2 を用いて作成した 100m メッシュデータを使用する。

また、公共交通空白地域の分析として、公共交通利用圏域外（公共交通空白地域）の地域ごとの人口数等を整理する。

なお、これらの作業は、令和 6 年度業務で作成した手順書に基づき実施するものとする。

最終成果物は、令和 9 年 1 月～2 月に予定されている協議会および庁内委員会で報告できるよう、令和 8 年 12 月末までに更新を完了するものとする。

※1 令和 7 年度業務において作成済みの公共交通の利用圏域データは以下のとおり

- ・単一の交通機関（鉄軌道、路線バス、堺市乗合タクシー）による利用圏域
- ・「鉄軌道+路線バス+堺市乗合タクシー」「鉄軌道+路線バス」「路線バス+堺市乗合タクシー」の複合利用圏域

※2 人口予測手法の設定にあたっては「コーホート要因法」を、パラメータ設定方法として「社人研（国立社会保障・人口問題研究所）のパラメータ」を選択するものとする。

(2) 市内公共交通のサービスレベルの維持・向上等に資する取組提案

- ① 政令市や大阪府内の他市等における交通不便地域の定義や交通不便地域における公共交通サービスレベルの向上施策を調査、整理する。
- ② (1)の結果、過年度業務の成果、堺市内における鉄軌道・バス・乗合タクシーの運行本数や運行ルート等の令和5年度～令和7年度における変遷、土地利用現況調査、年齢別人口構成等を踏まえ、公共交通サービスレベルの向上可能性のあるエリアを抽出する。
- ③②において抽出したエリアについて、本市において交通サービスレベルの向上に資する取組を整理する。

(3) 市政モニターアンケートの結果整理・分析

令和8年8月に堺市が実施予定の市政モニターアンケート（選択式10問、自由記述1問程度を想定）の結果を整理し、整理した結果から公共交通の利用状況等を分析する（クロス集計、記述意見のとりまとめ、過年度の市政モニターアンケート結果との比較等）。また、分析した結果等を基に問題点及び課題の抽出を行い、対応策となる取組の抽出及び実施案を提案する。

(4) 目標達成のための施策の検討

堺市地域公共交通活性化協議会事務局及び、過年度業務で収集・整理した交通事業者の取組事例の時点更新、及び計画の目標を達成するための新たな取組事例等について収集・整理するものとする。

また、過年度成果等を参考に、本市の公共交通利用実態や地域特性等を踏まえ、さらなる公共交通利用者数増加に資する効果的な施策を提案する。

(5) 各種会議運営補助

協議会と分科会及び庁内委員会（計5回程度を予定）の開催にあたり、発注者が行う会議資料作成（事業者へのヒアリングを含む）を行うものとする。また、協議会等を対面で開催（計2回程度を予定）するにあたり、設営・運営補助、議事録の作成を行う。なお、オンラインでの参加者がいる場合は、会場でのweb会議端末の準備や接続設定を含む。

(6) 次期地域公共交通計画の策定に向けた検討

「堺市地域公共交通計画」の計画期間が令和10年度までであることを踏まえ、これまでの地域公共交通活性化協議会での議論や、国土交通省の地域交通のためのポータルサイト「MOBILITY UPDATE PORTAL」に掲載されている「地域公共交通計画の「アップデートガイダンス Ver1.0」手順書」、「地域公共交通計画の「アップデートガイダンス Ver1.0」データ活用の手引き」や他都市の事例等を参考に、次期地域公共交通計画の策定に向けたプロセスや必要なデータ等を整理する。

(7) 堺市バス路線マップの更新

令和7年度業務で作成した堺市バス路線マップ（以下、バスマップ）について、路線記載内容に変更がある場合は、貸与する既存のバスマップを元に、AI形式にて更新する。

なお、バスマップについては下記 URL にて公開している。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/kokyokotsu/bus_riyo/busmap2204.files/busmap2404omote.pdf

(8) 打合せ

打合せは、業務着手時、成果物納入時の他、進捗状況に応じ 3 回程度 (計 5 回) 実施するものとする。

(9) 報告書の作成

上記 (1) から (8) までの内容を成果としてとりまとめる。とりまとめにあたっては、事前に発注者の確認を受け、必要に応じて追加修正等の対応を行うものとする。

2. 2 関連計画

- ・堺市基本計画 2030 (R8.3 策定)
- ・堺市 SDGs 未来都市計画 (2021~2025) (R6.2 改定)
- ・堺市都市計画マスタープラン (R3.7 改定)
- ・堺市立地適正化計画 (R6.11 策定)
- ・堺・モビリティ・イノベーション-SMI プロジェクト (素案) (R3.8 作成)
- ・SMI 都心ライン及び関連取組に関する導入計画 (R7.5 策定)
- ・SMI 美原ラインの本格運行の考え方 (骨子案) (R8.2 策定)
- ・堺都心未来創造ビジョン (R5.5 策定)
- ・堺市阪堺線沿線地区交通戦略 (R2.1 策定)
- ・その他関係施策に関する資料 (観光・健康・福祉・環境・産業・教育・医療関連等)

2. 3 提供資料

- ・令和 4 年度堺市地域公共交通維持・確保にかかる基礎資料業務成果品
- ・令和 5 年度堺市地域公共交通計画策定支援業務成果品
- ・令和 5 年度近畿圏都市交通体系調査業務成果品
- ・令和 6 年度堺市地域公共交通計画の評価及び推進にかかる検討支援業務成果品
- ・令和 7 年度堺市地域公共交通計画の評価及び推進にかかる検討支援業務成果品
- ・令和 4、6、7、8 年度市政モニターアンケート 本市とりまとめデータ
- ・バスマップの作業データ (イラストレーター形式)
- ・その他

2. 4 成果品

成果品は次のものとする。なお、用紙、様式、書体、フォント等については発注者から指示するものとする。

また、データについては、OS は Windows、文書ファイルは Word 形式（拡張子.docx）、表計算ファイルは Excel 形式（拡張子.xlsx）、GIS ファイルは Shape 形式（世界測地系（6系））を原則とし、それ以外のデータについては、発注者においてデータの修正ができるよう、協議して定めるものとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| （1）業務報告書（打合せ記録簿含む） | 冊子 3部 |
| （2）データ | 一式 |
| （3）その他必要な資料 | 一式 |

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことにより、この契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。